

平成30事業年度

〔 自 平成30年 4月 1日
至 平成31年 3月31日 〕

第 1 4 期

事業計画(変更)

首都高速道路株式会社

I. 高速道路株式会社法第10条に基づく事業計画について

事業計画については、高速道路株式会社法（以下「会社法」という。）第10条に基づき、高速道路株式会社が、毎事業年度の開始前に、その事業年度の事業計画を定め、国土交通大臣の認可を受けることとなっている。

なお、事業計画を申請するにあたり、会社法施行規則第11条第1項で規定されているとおり、資金計画書及び収支予算書を添えて、国土交通大臣に提出することとなっているため、事業計画以外にも当該事業年度の資金計画書及び収支予算書も添付する。

平成30事業年度の事業計画等については、事業全体としては総額約3,272億円の事業費、うち高速道路事業に係る総額は約2,974億円の事業費を予定している。資金計画については、自主調達（社債、民間借入金）等により合計約2,177億円の資金を調達する予定である。収支予算については、当期純利益として約2億円発生する見込みである。

II. 事業計画

1. 高速道路事業に係る事業計画

平成30事業年度における高速道路事業については、高速道路の新設、改築及び維持、修繕、災害復旧その他の管理で構成される。

高速道路の新設、改築については、首都圏のネットワークを形成する横浜市道高速横浜環状北西線等を継続実施するため、約668億円の事業費（一般管理費、建設中利息を除くと約627億円）を予定している。また、東品川栈橋・鮫洲埋立部等の大規模更新を実施するため、約226億円の事業費（一般管理費、建設中利息を除くと約208億円）を予定している。

高速道路の維持、修繕、災害復旧その他の管理については、適正かつ効率的な維持管理や道路施設について中長期的に管理するために必要な修繕を実施するため、約1,422億円の事業費を予定している。また、長期にわたる安全性を確保するために必要な大規模更新及び大規模修繕を実施するため、約658億円の事業費を予定している。

なお、他の高速道路株式会社の事業範囲における高速道路の新設、改築及び維持、修繕、災害復旧等に関する事業は、本事業年度において事業実施予定はない。

以上の内容をまとめると、高速道路事業に係る平成30事業年度の事業計画は下記のとおりである。

(単位：億円)

事業区分	事業の概要（実施の方法・事業量）	所要資金の額
高速道路の新設、改築	横浜市道高速横浜環状北西線など計5路線17.5km(※)の新設、都道首都高速3号線(渋谷入口(仮称))などの改築	668
	都道首都高速1号線(東品川栈橋・鮫洲埋立部)1.9km等の大規模更新	226
高速道路の維持、修繕、災害復旧その他の管理	都道首都高速1号線など計35路線320.1km(※)の維持、修繕、災害復旧その他の管理	1,422
	都道首都高速3号線(池尻・三軒茶屋出入口付近)1.5km等の大規模更新 都道首都高速1号線など計18路線55.2kmの大規模修繕	658
高速道路株式会社法第五条第2項に規定された以外の高速道路における新設、改築		—
高速道路株式会社法第五条第2項に規定された以外の高速道路における維持、修繕、災害復旧等		—
合計A(高速道路事業)		2,974

注) 端数処理の関係により合計が一致しない場合がある。

※平成30事業年度事業計画変更時点

2. 高速道路事業以外の事業に係る事業計画

平成30事業年度における高速道路事業以外の事業については、高速道路の休憩所、給油所等の建設・管理、国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等及びその他の事業で構成される。

高速道路の休憩所、給油所等の建設・管理については、高速道路をご利用するお客様への適正なサービスを目的とした既存サービスエリア等の管理等を実施するため、約0.5億円の事業費を予定している。

国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等については、高速道路事業に関連する他の道路事業の委託事業を着実に実施するため、約266億円の受託事業費を予定している。

その他の事業については、駐車場及び高架下施設事業等を展開するために約32億円の事業費を予定している。

以上の内容をまとめると、高速道路事業以外の事業に係る平成30事業年度の実業計画は下記のとおりである。

(単位：億円)

事業区分	事業の概要（実施の方法・事業量）	所要資金の額
高速道路の休憩所、給油所等の建設・管理	埼玉県道高速足立三郷線八潮パーキングエリア（上り線）など計2箇所のパーキングエリアの管理等	0.5
国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等（※）	高速横浜環状北西線に関する受託事業「高速横浜環状北西線建設事業シールドトンネル工事の施行に関する協定書」に基づく受託工事ほか	266
高速道路株式会社法第五条第2項に規定された以外の高速道路の休憩所、給油所等の建設・管理		—
その他の事業	汐留駐車場など駐車場事業5箇所、都道首都高速2号線高架下施設事業4箇所等	32
合計B（高速道路事業以外）		298

合計（A+B）（全事業）		3,272
--------------	--	-------

注）端数処理の関係により合計が一致しない場合がある。

※ この中には、会社法第5条第5項に基づいて、国、地方公共団体、地方道路公社以外の事業者の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等の所要資金5億円を含む。

■資金計画書

平成30事業年度の資金計画書は下記のとおりである。

(単位：億円)

科 目	合計	高速道路事業		高速道路事業以外
収入の部				
(営業的収入)				
高速道路事業営業収入	2,916	2,916		
関連事業営業収入	288			288
S A・P A事業収入	1			1
その他の事業収入	22			22
受託事業収入	266			266
営業外収入				
(資本的収入)				
社債・借入金	2,177	2,177	(2,109)	
機構からの無利子借入金	111	111	(111)	
社債	1,000	1,000	(1,000)	
民間借入金	1,066	1,066	(998)	
前期繰越金	771	647	(313)	124
合 計	6,153	5,740	(2,422)	412
支出の部				
(営業的支出)				
高速道路管理費	751	751		
道路維持費	400	400		
道路業務管理費	214	214		
一般管理費	137	137		
道路資産賃借料	2,087	2,087		
関連事業管理費	283			283
S A・P A事業管理費	0			0
その他の事業管理費	16			16
受託事業営業費	266			266
(資本的支出)				
高速道路新設・改築費	668	668	(662)	
新設・改築費	627	627	(621)	
一般管理費	36	36	(36)	
支払利息等	4	4	(4)	
高速道路特定更新等工事費(改築)	226	226	(226)	
新設・改築費	208	208	(208)	
一般管理費	16	16	(16)	
支払利息等	2	2	(2)	
高速道路修繕費	671	671	(564)	
修繕費	637	637	(531)	
一般管理費	30	30	(29)	
支払利息等	4	4	(4)	
高速道路特定更新等工事費(修繕)	658	658	(658)	
修繕費	628	628	(628)	
一般管理費	26	26	(26)	
支払利息等	4	4	(4)	
関連事業建設費	15			15
S A・P A事業建設費	-			-
その他の事業建設費	15			15
社債等償還金	28	27		1
次期繰越金	766	652	(313)	114
合 計	6,153	5,740	(2,422)	412

※ 端数処理の関係により合計が一致しない場合がある。

※ 高速道路事業欄の()書きは、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属する道路資産の形成に係る資金計画であり、平成29年度未執行分を加味したものである。

■収支予算書

平成30事業年度の収支予算書は下記のとおりである。

(単位：億円)

科目	金額		
	合計	高速道路事業	高速道路事業以外
I. 高速道路事業営業損益			
1. 営業収益	4,201	4,201	
(1) 料金収入	2,700	2,700	
(2) その他収入	1,501	1,501	
・道路資産完成高	1,501	1,501	
2. 営業費用	4,197	4,197	
(1) 道路資産賃借料	1,937	1,937	
(2) 道路資産完成原価	1,501	1,501	
(3) 管理費用	759	759	
・維持修繕費	370	370	
・管理業務費	198	198	
・一般管理費	113	113	
・租税公課	12	12	
・減価償却費	66	66	
(4) 引当金等	-	-	
高速道路事業営業利益	4	4	
II. 関連事業営業損益			
1. 営業収益	268		268
(1) SA・PA事業収入	1		1
(2) その他の事業収入	21		21
(3) 受託事業収入	247		247
2. 営業費用	265		265
(1) SA・PA事業費	0		0
(2) その他の事業費	18		18
(3) 受託事業費	247		247
関連事業営業利益	3		3
全事業営業利益	7	4	3
III. 営業外収益	-	-	-
IV. 営業外費用	4	4	1
経常利益	3	-	3
V. 特別利益	-	-	-
VI. 特別損失	-	-	-
税引前当期純利益	3	-	3
法人税、住民税及び事業税	1	-	1
法人税等調整額	-	-	-
当期純利益	2	-	2

※端数処理の関係により合計が一致しない場合がある。

※本様式は、高速道路株式会社法第14条第1項及び第2項の規定に基づき国土交通大臣により定められた「高速道路事業等会計規則」第6条の別表第二第2号様式に示される「損益計算書」と異なる。また、第6条の別表第一に示される勘定科目の項目区分とも一致していない。